

島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例案に対する意見書

1 条例案の趣旨及び内容

地方自治法第74条第1項の規定により制定の請求があった島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例案（以下「条例案」という。）は、島根原子力発電所2号機の再稼働及び島根原子力発電所3号機の新規稼働の賛否について市長が判断するに際し、市民投票を行うことにより、市民の総意の的確な把握に資することを目的として掲げています。

その内容は、本市に住所を有し、年齢満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者（外国人を含む。）であって、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているものを投票資格者として、島根原子力発電所2号機の再稼働及び島根原子力発電所3号機の新規稼働に関する「賛成」又は「反対」についての市民投票を行うこと。その結果、有効投票総数の過半数の賛否いずれかの結果が投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、市長は、鳥取県、米子市、境港市、中国電力株式会社の間において締結した島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づき意見を述べるに当たり、当該市民投票の結果を尊重するものとするというものです。

2 条例案に対する意見

島根原子力発電所稼働の賛否を問う米子市民投票条例の制定については、次の理由により、反対します。

- (1) 原子力発電所の再稼働及び新規稼働は、国のエネルギー政策に係る事項であること。

国策である原子力発電所の再稼働及び新規稼働については、エネルギーの安全保障、経済に与える影響、地球温暖化対策等の諸課題が複雑に絡み合った国家の将来に多大なる影響を与える課題であることか

ら、国が、エネルギー基本計画に基づき、安全性の確保を優先させた上で、責任を持って判断すべきものであると考える。

(2) 市民投票における選択肢が限られていること。

安全協定に基づき市が述べる意見は、単に再稼働又は新規稼働について「賛成」又は「反対」の意思を表明するものではない。その意見を述べるためには、地域住民の多様な意見や専門的な知見を踏まえた総合的な議論を経ることが必要であると考ええる。

しかるに、条例案による市民投票では、市民は単に「賛成」又は「反対」を選択することとされており、このような限られた選択肢では、地域住民の多様な意見が反映されるものとはならないと考える。

市が安全協定に基づき意見を述べるに当たっては、住民の代表から構成される市議会における多様な議論を踏まえて行うことが最善であると考ええる。

3 条例案の内容の疑義等

前項において述べた意見のほか、条例案には、次のような疑義及び条例として不備な点があると考えます。

(1) 条例の目的

第1条において、「島根原発2号機の再稼働及び島根原発3号機の新規稼働の賛否について米子市長が判断する」とあるが、市長は、安全協定に基づき意見を述べるのであって、島根原子力発電所2号機の再稼働又は島根原子力発電所3号機の新規稼働の賛否を判断するものではない。

(2) 投票資格者

第7条の投票資格者について、市民投票は、間接民主制を補完するものであることから、年齢要件及び国籍要件は、地方公共団体の議員及び長の選挙権に関する規定に準ずるのが適当であると考ええる。

また、投票資格者が定まる日（基準日）は、同条に「投票日におい

て」と規定されていることから、投票日であると解される。その一方で、第11条の規定による期日前投票及び不在者投票は、同条の規定により告示後に行うことができることとされているが、告示は、投票日の10日前までに行われるもの（第6条）とされている。投票資格者が定まる日（基準日）前に、第11条の規定により、期日前投票及び不在者投票を行うことは、不可能であると考えられる。

(3) 期日前投票・不在者投票

第11条において、「投票日に自ら投票所に行くことができない投票資格者」は、期日前投票又は不在者投票を行うことができるとされており、文理上、投票資格者は、「自ら」投票所に行くことができない場合に限り、期日前投票又は不在者投票を行うことができるものと解される。これは、公職選挙法の規定と比して、期日前投票及び不在者投票の要件を狭めるものであり、結果として、投票する機会を制限することとなるため、妥当ではない。